

# 秋田県公報

## 目 次

### 告 示

- 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(六七・市町村課)……………1
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(六八・福祉政策課)……………3
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(六九・福祉政策課)……………3
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更(七〇・福祉政策課)……………4
- 地籍調査の成果の認証(七一・農山村振興課)……………4
- 港湾法に基づく所有者不明船舶の撤去(七二・港湾空港課)……………5
- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙法執行規程の一部を改正する規程(一一)……………5
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一二)……………5
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一三)……………5

### 告 示

#### 秋田県告示第六十七号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十八年秋田県告示第三百三十六号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年二月十七日

秋田県知事 寺田典城

第一第一号の表に次のように加える。

四	横手市、小坂町、井川町、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	----------------------	------------

第一第二号の表に次のように加える。

三	能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、八郎潟町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	---	------------

第一第三号の表に次のように加える。

四	横手市、にかほ市、小坂町、美郷町	平成二十一年四月一日
---	------------------	------------

第一第四号の表に次のように加える。

三	能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、八郎潟町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	---	------------

第一第五号の表に次のように加える。

六	小坂町、上小阿仁村、三種町、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
七	大館市	平成二十一年十月一日

第一第六号の表を次のように改める。

一	市町村の名称	市町村が処理を開始する
	羽後町	平成十七年十月一日

第一第七号の表に次のように加える。

二	横手市、湯沢市、北秋田市、美郷町	平成二十一年四月一日
---	------------------	------------

第一第八号の表に次のように加える。

四	湯沢市、美郷町	平成二十一年四月一日
---	---------	------------

第一第九号の表に次のように加える。

六	小坂町、上小阿仁村、八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
七	大館市	平成二十一年十月一日

第一第十号の表に次のように加える。

三	横手市	平成二十一年四月一日
---	-----	------------

第一第十一号の表に次のように加える。

四	能代市、大館市、湯沢市、小坂町、井川町、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	------------------------------	------------

第一第十二号の表に次のように加える。

五	潟上市	平成二十一年四月一日
---	-----	------------

第一第十三号の表を次のように改める。

一	市町村の名称	市町村が処理を開始する
	羽後町	平成十七年十月一日
二	井川町、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日

第一第十四号の表に次のように加える。

七	三種町、井川町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	--------------	------------

第一第二十一号の表に次のように加える。

七	藤里町、三種町、井川町、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	----------------------	------------

第一第二十一号の二の表に次のように加える。

三	にかほ市、藤里町、八峰町、井川町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	-----------------------	------------

第一第二十二号の表に次のように加える。

四	北秋田市、藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町	平成二十一年四月一日
---	--------------------------	------------

第一第二十三号の表に次のように加える。

三	横手市、北秋田市、上小阿仁村、藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	---	------------

第一第二十四号の表に次のように加える。

四	横手市、北秋田市、藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	-----------------------------------	------------

第一第二十五号の表に次のように加える。

五	小坂町、八峰町、井川町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	------------------	------------

第一第二十六号の表に次のように加える。

六	藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	--------------------------	------------

第一第二十七号の表に次のように加える。

六	藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	--------------------------	------------

第一第二十九号の表に次のように加える。

五	横手市	平成二十一年十月一日
---	-----	------------

第一第三十二号の表に次のように加える。

五	横手市	平成二十一年十月一日
---	-----	------------

第一第三十三号の表に次のように加える。

五	横手市	平成二十一年十月一日
---	-----	------------

第一第三十四号の表に次のように加える。

五	横手市	平成二十一年十月一日
---	-----	------------

第一第三十五号の表に次のように加える。

五	横手市、大仙市	平成二十一年四月一日
---	---------	------------

第一第三十九号の表に次のように加える。

三	にかほ市、美郷町	平成二十一年四月一日
---	----------	------------

第一第三十九号の二の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 能代市、大館市、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	平成二十年四月一日
二 にかほ市、美郷町	平成二十一年四月一日

第一第四十号の表に次のように加える。

四	大館市、大仙市	平成二十一年四月一日
---	---------	------------

第一第四十二号の表に次のように加える。

三	にかほ市、八峰町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	---------------	------------

第一第四十三号の表に次のように加える。

五	大仙市、仙北市	平成二十一年四月一日
---	---------	------------

第一第四十三号の二の表に次のように加える。

三	大仙市、仙北市	平成二十一年四月一日
---	---------	------------

第一第四十四号の表に次のように加える。

七	大仙市、仙北市	平成二十一年四月一日
---	---------	------------

第一第四十六号の表に次のように加える。

四	能代市、男鹿市、湯沢市、上市市、にかほ市、藤里町、八峰町、美郷町	平成二十一年四月一日
---	----------------------------------	------------

第一第四十七号の表に次のように加える。

五	大仙市、八峰町、美郷町	平成二十一年四月一日
---	-------------	------------

第一第四十八号の表に次のように加える。

八	湯沢市、にかほ市、小坂町、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	---------------------------	------------

第一第四十九号の表に次のように加える。

七	鹿角市、藤里町、八峰町、東成瀬村	平成二十一年四月一日
---	------------------	------------

第一第五十号の表に次のように加える。



大仙市地域包括支援センター西	大仙市長	大仙市刈和野字本町五番地	介護予防支援事業	平成二十年十二月二十二日
大仙市地域包括支援センター東	大仙市長	大仙市北長野字茶畑百四十一番地	介護予防支援事業	平成二十年十二月二十二日
横手市短期入所施設シルバードームいきいきの郷	社会福祉法人 ファミリーケアサー ビス 理事長	横手市増田町増田字七日町百七十七	短期入所生活介護、介 護 予防短期入所生活介護	平成二十年十二月二十五日
横手市デイサービスセンターシルバードームいきいきの郷	社会福祉法人 ファミリーケアサー ビス 理事長	横手市増田町増田字七日町百七十七	通所介護、介護予防通所 介護	平成二十年十二月二十五日
横手市増田町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 ファミリーケアサー ビス 理事長	横手市増田町増田字七日町百七十七	居宅介護支援事業	平成二十年十二月二十五日
介護老人保健施設 なごみのさと	医療法人 あげほの会 理事長	大仙市大曲船場町一丁目一番四号	介護予防通所リハビリ テーション	平成二十一年一月七日
介護老人保健施設 なごみのさと	医療法人 あげほの会 理事長	大仙市大曲船場町一丁目一番四号	介護予防短期入所療養介 護	平成二十一年一月七日

秋田県告示第七十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百

四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示す

平成二十一年二月十七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
大仙市地域包括支援センター中央	大仙市長	大仙市大曲花園町一番一号	大仙市介護予防支援事業所 大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地二	大仙市地域包括支援センター中央 大仙市大曲花園町一番一号	介護予防支援事業	平成二十年四月一日

秋田県告示第七十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年二月十七日

秋田県知事 寺田典城

一(一) 調査を行った者の名称  
秋田市

- (二) 成果の名称  
秋田市の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域  
秋田市雄和平尾鳥の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十九年度及び平成二十年度  
一・〇七平方キロメートル
- (五) 認証年月日

- (一) 平成二十一年二月九日
- (二) 調査を行った者の名称  
八峰町
- (三) 成果の名称  
八峰町の地籍図及び地籍簿
- (四) 測量及び調査を行った地域  
八峰町八森の一部
- (五) 実施年度及び認証面積

- (五) 平成十九年度及び平成二十年  
度  
〇・五〇平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十一年二月九日
- (三) 調査を行った者の名称  
八峰町
- (二) 成果の名称  
八峰町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
八峰町峰浜石川・峰浜内荒巻の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十九年度及び平成二十年  
度  
〇・二八平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十一年二月九日
- (四) 調査を行った者の名称  
湯沢市
- (二) 成果の名称  
湯沢市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
湯沢市皆瀬の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十九年度及び平成二十年  
度  
〇・七一平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十一年二月九日

秋田県告示第七十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第一項の規定に違反して、秋田港の港湾区域及び港湾隣接地域の放置等禁止区域内において次の船舶を捨て、又は放置した行為について、同法第五十六条の四第一項の規定による必要な措置を命ずべき者を確認することができないので、同条第二項の規定に基づき、平成二十一年三月十八日までに当該放置等禁止区域から船舶を撤去すべきこと、及びその期限までに撤去しないとときは港湾管理者が撤去することを、公告する。

平成二十一年二月十七日

秋田港港湾管理者  
秋田県知事 寺 田 典 城

番号	名称又は種類	形状等	数量	放置場所	備考
----	--------	-----	----	------	----

五	和船	和船	和船	第三市 栄丸	キスス ルベシヤス
白色×長さ3・5 青色×幅1・0 mm (内部)	白色×長さ5・6 青色×幅1・6 mm (外部)	白色×長さ5・6 青色×幅1・6 mm (内部)	白色×長さ5・8 赤色×幅1・6 mm (上部)	白色×長さ6・7 青色×幅1・8 mm (外部)	長さ6・7 幅1・8 mm
—	—	—	—	—	—
護岸	港内	秋田市寺内	秋田市新屋	秋田市新屋	秋田市新屋
下流	大橋	寺内	新屋	新屋	新屋
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

選挙管理委員会告示

秋選管告示第十一号

公職選挙法執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年二月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙法執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

森泉荘	北秋田市阿仁前田字下前田家ノ下モ二十八番地
特別養護老人ホーム	北秋田市阿仁前田字下前田家ノ下モ二十八番地
森泉荘	北秋田市阿仁前田字下前田家ノ下モ二十八番地
特別養護老人ホーム	北秋田市阿仁前田字下前田家ノ下モ二十八番地

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十一年二月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五分の一の数 一八、七九二

三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二三、二六四

秋選管告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十一年二月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別	八九、五六四
秋田市	二六、八八六
能代市山本郡	二八、五一三
横手市	二二、七五四
大館市	九、八六五
男鹿市	二〇、九八一
湯沢市雄勝郡	一一、九五六
鹿角市鹿角郡	二四、四三二
由利本荘市	九、七四七
潟上市	三二、三一五
大仙市仙北郡	一一、八四七
北秋田市北秋田郡	七、八五九
にかほ市	八、七九二
仙北市	七、六八七
南秋田郡	

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄